

令和5年度岩手県要保護児童対策地域協議会資料を拝読して

CAP 岩手
尚橋寿美子

資料の文字の大きさなど見やすさへのご配慮ありがとうございました。

<資料 NO.1 岩手県における児童虐待の状況について>

グラフで見やすくなっていましたが、昨年の資料にあった虐待加害者別の件数が見当たらず、P4の通告経路別件数の経路については昨年度資料の「県/市町村」が「行政機関」に変更になっていました。また、「保育所等」は「児童福祉施設等」に変更、「家族・親戚」は「家族」「親戚」に分離になっています。

質問 1 昨年度の資料からの変更の意図は何でしょうか。

意見 1

この資料は県のHPに掲載されるものですので、だれが見てもがわかりやすいことが望まれると思います。「等」は具体的に記載できないのでしょうか。

関連して、「その他」の数値が増えています、「その他」の経路を具体的に教えてください。

<児童虐待防止アクションプランに関連する事業の取組状況について>

資料3-2の昨年度の実績数値と今年度を比べてみると、それぞれの分野で研修の回数、参加者が増えているようでした。特に子育て支援分野の取り組みが充実し、関係者の並々ならぬ熱意を感じました。CAP 岩手の活動は防止の分野であり、早期発見早期対応で繰り返される虐待の防止を図りたいと思っておりますので、その分野でいくつか質問をさせていただきます。

質問 2

P17(1) 周知と啓発

② 県民向け講座等の開催数59回の今年度の具体的な対象者はどなたでしょうか。

昨年度は具体的内容の記載もあり、子育て支援ネットワークとありました。

質問 3

P17(1) 周知と啓発

⑤ 学校における人権教育の実施率 98.1%の具体的内容を教えてください。

昨年度も97.2%でしたので、ほとんどの子どもたちが人権意識を身に着けたと思

ってよろしいでしょうか。

岩手県内の教職員の体罰問題が続いていますので、教職員には人権意識が身につけていないということでしょうか。おとなは人権教育を受けずに育ってきていますので、おとなの意識改革を急がなければならないということでしょうか。

意見 2

P17 (1) 周知と啓発

⑥ 県民等への児童の権利に関する啓発活動の実施の今年度の研修対象者はどうなっていましたか。

昨年度はスクールソーシャルワーカー、民生委員児童委員、子育て支援ネットワークという記載がありました。⑥の内容が「県民全体の・・・」とあるように、子育てに関わる人のみならず県民一般への啓発活動をお願いいたします。防止の分野では、子育てを見守る地域のおとなのまなざしがとても重要であると考えています。正しい知識を持って、監視のまなざしではなく、あたたかいまなざしで子育てへのご支援、見守りをお願いしたいです。

<こども家庭庁のチラシについて>

昨年度の厚生労働省のチラシからでしょうか、以前の子どもたちの笑顔の写真に替わって親子のマフカ^カが怖い印象です。コメントも親を緊張させるように感じましたが、大丈夫でしょうか。

特に、子ども向けのチラシで子どもの「おとうさんや、おかあさんに」いたいおもいをさせられる」「いやなおもいをさせられる」「かなしいおもいをさせられる」「そんなときはそうだんしてみよう。」と訴えているチラシでは、ますます子どもを育てるのがこわくならないでしょうか。

体罰禁止が法律に明記されましたが、子育ては人間がするのですから、うっかり感情が爆発することがあるでしょう。その際、「しまった!」「ごめんなさい!」と思えることが重要であって、必要以上に親に緊張を強いては少子化に拍車をかけてしまいませんか。

これらのチラシはCAPのあたたかい雰囲気のコミュニティで虐待防止を考えるとというコンセプトに合わなくなってしまっていて戸惑っています。「子育てのイライラはだれでも経験していてあなただけじゃない」「イライラはあなたの心のサインだから、そんなときはなにができるかな」「気分転換できることはあるかな」「手伝ってと言っていないだよ」「話し相手を見つけよう」などのメッセージを届けながらの「相談してみよう」ではいかがでしょうか。国のチラシへの感想・意見は言えないのでしょうか。

以上、令和6年1月30日(火)の議事に取り上げていただければ有難く存じます。